

J R桜木町駅前広場イベントスペース利用要領

制定 平成 17 年 12 月 5 日 道企第 10214 号
最近改正 令和 7 年 6 月 1 日 道事推第 68 号

(目的)

第 1 条 この要領は、J R桜木町駅前広場（以下「駅前広場」という。）に、みなとみらい 21 地区における街の賑わい創出やコンベンションの振興、地域経済の活性化等のための路上イベント等による広告（以下「路上イベント」という。）を実施する場合における必要事項について定めるものとする。

(路上イベントスペース)

第 2 条 路上イベントが実施可能なスペースは、別紙 1 の図面に定める場所とする。

(路上イベントの実施期間及び実施時間)

第 3 条 路上イベントを実施する期間は特に定めない。実施時間は、基本的に 8 時から 22 時までの間とする。

(利用可能な路上イベントの範囲)

第 4 条 周辺的美観及び公共性に配慮し、次の各号の一に該当する路上イベントは実施できない。

- (1) 公の秩序又は善良なる風俗を害する恐れがあるもの
 - (2) 集团的・常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になるもの
 - (3) 道路利用者の通行及び災害時の避難誘導に支障となる恐れのあるもの
 - (4) 他の掲出主や広告物に不都合又は支障がある恐れがあるもの
 - (5) 施設・設備を損傷する恐れがあるもの
 - (6) その他施設の管理・運営上、支障となる恐れがあるもの
- 2 前項に規定するもののほか、路上イベントの主催者及び内容については「横浜市広告掲載要綱」及び「横浜市広告掲載基準」の規定に反してはならない。
- 3 音響については、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」及び「横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則」の規定に反してはならず、商業施設等の迷惑とならないようにする。
- 4 第 1 項から第 3 項までに規定するもの以外の路上イベントの範囲については横浜市が別途定めることができる。

(広告主又はその代理人の募集)

第 5 条 広告主又はその代理人（以下「利用者」という。）の募集は公募により行う。

- 2 公募は横浜市ホームページ等に利用案内を掲載することにより行うものとする。

(路上イベントの利用申込)

第 6 条 利用者は、あらかじめ横浜市と次の各号の内容等について協議し、これを記した企画書を策定し、利用申込書として横浜市へ提出しなければならない。

- (1) 路上イベントの主催者、期間・内容
- (2) 占用の範囲及び占用物件の形状、仕様、数量
- (3) 実施体制
- (4) スケジュール
- (5) 歩行者安全対策

2 なお、横浜市は路上イベントの実施に関して助言、指導を行うことができる。

(路上イベント可否の審査及び決定)

第7条 路上イベントの申込みがあったときは、横浜市は第4条に基づき、利用者及び路上イベント内容について、実施の可否を審査する。

2 横浜市は路上イベント実施の可否の審査を行った場合は、その結果を速やかに申込者に連絡しなければならない。

3 申込者は先着順とする。なお、場合によって横浜市が調整を行うことも可能とする。

(路上イベントの実施に関する協定書)

第8条 横浜市は路上イベント実施可の内諾を受けた利用者と、協定書を締結しなければならない。

(道路の占用許可に関する手続)

第9条 利用者は、路上イベントを実施するときには、道路管理者から道路法（昭和27年法律第180号）第32条に基づく道路占用許可を、その実施期間について受けなければならない。

2 利用者は、前項に定める許可を受けるにあたり、道路占用料を納付しなければならない。

3 第1項及び前項の規定のほか道路の占用許可に関する取扱い、横浜市道路占用規則（昭和32年3月横浜市規則第17号）及び横浜市道路占用料条例（昭和32年3月横浜市条例第9号）の規定に従うものとする。

(道路の使用許可に関する手続)

第10条 路上イベントの実施にあたり道路交通法（昭和35年法律第105号）による許可が必要な場合は、利用者が一連の申請手続を行うとともに、その費用を負担することとする。

(その他許認可等に関する手続)

第11条 路上イベントの実施にあたりその他法令による許認可等が必要な場合は、利用者が一連の申請手続を行うとともに、その費用を負担することとする。

(路上イベント料)

第12条 路上イベントの実施に伴い利用者は、次の各号に定めるものを合算した「路上イベント料」を負担することとする。

(1) 「占用料」（第9条に定める路上イベントの実施に伴う道路占用許可に係る料金。）

(2) 「広告料」（広告取扱いに係る料金で、広告価値に応じて定めたものとする。）

2 前項の「広告料」は、別紙2の料金表に定めるものとする。

3 利用者は、前項に規定する路上イベント料を横浜市の指定する期日までに前納するものとする。

4 横浜市は、第1項各号に定める料金について、相当の理由がある場合は減免することができる。

(路上イベントに関する資機材等の設置撤去)

第13条 路上イベントに関する資機材等の調達、設置、撤去等に係る作業は利用者の責任において調達し実施するものとする。

(作業等の委託)

第 14 条 利用者は横浜市の承認を受けて、前条に定める作業を、当該業務を実施することが適切な第三者に委託することができる。

(原状回復)

第 15 条 利用者は路上イベントに関する資機材等を撤去したときは、横浜市道路占用規則第 12 条に基づき原状回復するとともに、清掃し、ゴミ等は全て持ち帰らなければならない。

(路上イベントの報告)

第 16 条 横浜市は利用者に路上イベントの結果報告を求めることができる。また、利用者は、横浜市が報告を求めた場合には、速やかに路上イベントの結果を報告しなければならない。

(路上イベントの内容変更)

第 17 条 路上イベントの内容変更等、企画内容を大幅に変更する場合は、事前に必ず横浜市と協議し、その承認を得るものとする。

(利用申込の取消し)

第 18 条 横浜市は、次の各号に該当する場合には、利用者への催告その他何らかの手段を要することなく、路上イベントの利用申込を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに協定書を締結しないとき
- (2) 申込内容等が各種法令又はこの要領に違反している、あるいはその恐れがあるとき
- (3) 路上イベントの内容等により、一般の道路利用者に危険を生じさせる恐れがあるとき

(不可抗力等によるイベントの中止)

第 19 条 利用者は、次の各号に該当する場合は、路上イベントを中止することができる。

- (1) 強風・雨天等の天候不良
 - (2) 災害その他不可抗力によって、設備等の利用ができなくなったとき
 - (3) 施設等の管理・運営上、やむを得ない事由が生じたとき
- 2 利用者は、前項各号に該当する場合は、横浜市との調整により、3 か月以内に振替日を設けることができる。ただし、3 か月を超える振替日を希望する場合は、横浜市と協議し、その承認を得るものとする。
- 3 前項の規定により振替日を設ける場合、利用者は第 9 条で許可を受けた範囲でイベントを実施するものとする。ただし、利用者は、道路管理者に対して、日程を変更する旨の届け出をしなければならない。

(利用申込の取下げ)

第 20 条 利用者は自己の都合により路上イベントの実施を取り下げることができる。

- 2 前項の規定により路上イベントの実施を取り下げるときは、利用者は書面により横浜市に申し出なければならない。

(協定締結後の利用取消し)

第 21 条 横浜市は、次の各号に該当する場合には、利用者への催告その他何らかの手段を要することなく、路上イベントの利用を取消し又は中止することができる。

- (1) 指定する期日までに路上イベント料の納付がないとき

- (2) 利用申込書に虚偽の記載があったとき又は許可した路上イベント内容と異なるとき
- (3) 利用許可された施設以外の場所で作業又は利用を行ったとき
- (4) 路上イベントの内容等により、一般の道路利用者に危険を生じさせる恐れがあるとき
- (5) 音出しにより、他施設より苦情等が出たとき

(路上イベントの取消し料)

第 22 条 第 19 条（同条第 1 項第 3 号に該当する場合を除く。）若しくは第 20 条（第 8 条の協定書締結後に限る。）による路上イベントの中止若しくは取下げ又は第 21 条による路上イベントの取消し若しくは中止があったときは、利用者は、次の各号に該当する場合は、当該各号に定める取消料を支払うものとする。

- (1) 取消日若しくは中止を決定した日又は取り下げた日が利用開始日の 3 か月前以降 1 か月前の前日までの場合、取消料は広告料の 10%とする。
 - (2) 取消日若しくは中止を決定した日又は取り下げた日が利用開始日の 1 か月前以降 15 日前までの場合、取消料は広告料の 50%とする。
 - (3) 取消日若しくは中止を決定した日又は取り下げた日が利用開始日の 14 日前以降の場合、取消料は広告料全額とする。
- 2 第 12 条に定める占用料については、納付済みの場合は還付しない。
- 3 第 12 条に定める広告料については、納付済みの場合は還付しない。ただし、納付済み額から第 1 項に定める取消料を差し引いた額については、利子を付さないで還付できるものとする。
- 4 第 19 条に定める事由により、路上イベントが実施不能となり、振替日を設けるときは、第 12 条に定める広告料について納付済みの場合は、これを振替日に充てる。

(損害の補償)

第 23 条 利用者は路上イベントの実施によって、横浜市又は第三者に損害を与えたときは、横浜市道路占用規則第 5 条に基づき、利用者の責任において、補償等の適切な措置をしなければならない。

- 2 第 18 条から第 21 条までに定める事項に伴う路上イベントの取消し、取下げ、中止又は振替により発生した損害については、横浜市は一切の責任を負わない。

(路上イベントによる破損又は紛失時の対応)

第 24 条 利用者は道路を毀損、汚損等したときは、速やかに復旧をしなければならない。

- 2 利用者は道路の毀損及び汚損、紛失等を発見した場合は、速やかに横浜市に通報しなければならない。
- 3 第 1 項に定める復旧にかかる経費は、利用者が負担する。

(路上イベントの実施についての責任)

第 25 条 路上イベントの実施にあたっては、利用者は横浜市に対して次の各号に定める内容を保障しなければならない。

- (1) 路上イベントに関する一切の責任にあたっては、利用者が負うものとし、横浜市は路上イベントに関して一切の責任及び負担を負わないこと。
- (2) 路上イベントが第三者の権利を侵害するものでないこと及び路上イベントに関する財産権の全てにつき権利処理が完了していること。
- (3) 横浜市に対して第三者から路上イベントに関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、利用者の責任及び負担において解決するものとし、横浜市は責任及び負担を負わないこと。

(その他)

第 26 条 この要領に定めるもののほか、路上イベントの実施に関して必要な事項は横浜市公有財産規則（昭和 39 年 3 月横浜市規則第 60 号）の規定に従うものとする。

附 則

この要領は、平成 17 年 12 月 5 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 3 月 2 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 8 月 20 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 8 月 30 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 7 月 30 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 3 月 12 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 5 月 13 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

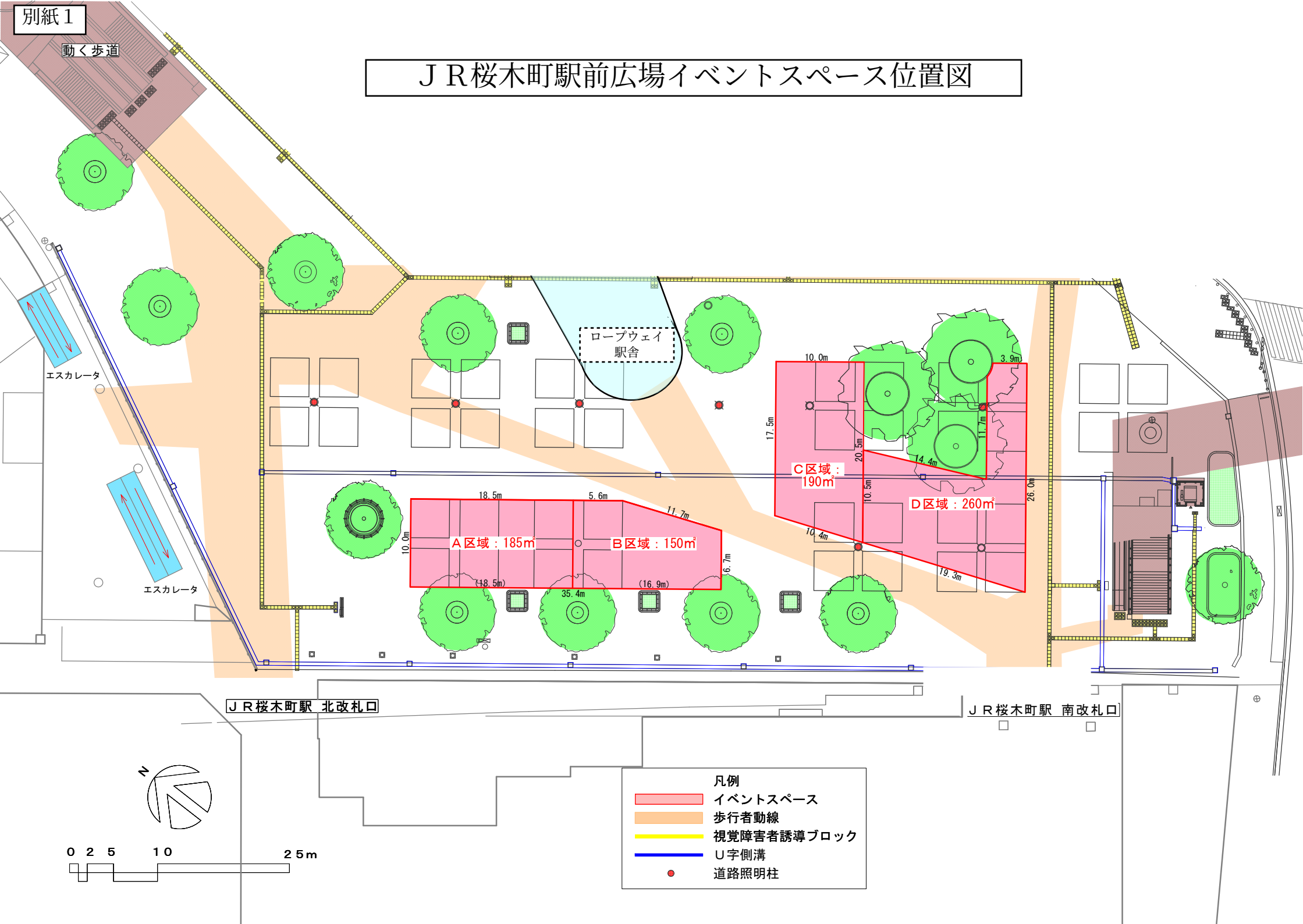
附 則

この要領は、令和 7 年 1 月 22 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

J R桜木町駅前広場イベントスペース位置図



別紙2

『JR桜木町駅前広場イベントスペース』路上イベント料金表

◆【3月～11月】開催日のみの御利用の場合

(単位:円)

イベントスペース		ご利用料金内訳			ご利用料金(道路占用料+広告料)										
	面積	道路占用料	広告料(休日)	広告料(平日)	1日		2日		3日		4日				1週間割
	(㎡)	1日・税込み			休日	平日	休日2	平日2	休日3	休日+平日2	休日4	休日3+平日	休日2+平日2	休日+平日3	休日2+平日2
		a	b	c (b*0.7)	a+b	a+c	a*2+b*2	a*2+c*2	a*2+b*2	a*3+b+c*2	a*4+b*4	a*4+b*3+c	a*4+b*2+c*2	a*4+b+c*3	a*7+b*2+c*2
A区域	185	¥27,750	¥144,000	¥100,800	¥171,750	¥128,550	¥343,500	¥257,100	¥515,250	¥428,850	¥687,000	¥643,800	¥600,600	¥557,400	¥683,850
B区域	150	¥22,500	¥116,000	¥81,200	¥138,500	¥103,700	¥277,000	¥207,400	¥415,500	¥345,900	¥554,000	¥519,200	¥484,400	¥449,600	¥551,900
C区域	190	¥28,500	¥148,000	¥103,600	¥176,500	¥132,100	¥353,000	¥264,200	¥529,500	¥440,700	¥706,000	¥661,600	¥617,200	¥572,800	¥702,700
D区域	260	¥39,000	¥200,000	¥140,000	¥239,000	¥179,000	¥478,000	¥358,000	¥717,000	¥597,000	¥956,000	¥896,000	¥836,000	¥776,000	¥953,000
A+B 区域	335	¥50,250	¥260,000	¥182,000	¥310,250	¥232,250	¥620,500	¥464,500	¥930,750	¥774,750	¥1,241,000	¥1,163,000	¥1,085,000	¥1,007,000	¥1,235,750
C+D 区域	450	¥67,500	¥348,000	¥243,600	¥415,500	¥311,100	¥831,000	¥622,200	¥1,246,500	¥1,037,700	¥1,662,000	¥1,557,600	¥1,453,200	¥1,348,800	¥1,655,700

◆【12月～2月(冬季)】開催日のみの御利用の場合

(単位:円)

イベントスペース		ご利用料金内訳			ご利用料金(道路占用料+広告料)										
	面積	道路占用料	広告料(休日)	広告料(平日)	1日		2日		3日		4日				1週間割
	(㎡)	1日・税込み			休日	平日	休日2	平日2	休日3	休日+平日2	休日4	休日3+平日	休日2+平日2	休日+平日3	休日2+平日2
		a	b	c (b*0.7)	a+b	a+c	a*2+b*2	a*2+c*2	a*2+b*2	a*3+b+c*2	a*4+b*4	a*4+b*3+c	a*4+b*2+c*2	a*4+b+c*3	a*7+b*2+c*2
A区域	185	¥27,750	¥100,800	¥70,560	¥128,550	¥98,310	¥257,100	¥196,620	¥385,650	¥325,170	¥514,200	¥483,960	¥453,720	¥423,480	¥536,970
B区域	150	¥22,500	¥81,200	¥56,840	¥103,700	¥79,340	¥207,400	¥158,680	¥311,100	¥262,380	¥414,800	¥390,440	¥366,080	¥341,720	¥433,580
C区域	190	¥28,500	¥103,600	¥72,520	¥132,100	¥101,020	¥264,200	¥202,040	¥396,300	¥334,140	¥528,400	¥497,320	¥466,240	¥435,160	¥551,740
D区域	260	¥39,000	¥140,000	¥98,000	¥179,000	¥137,000	¥358,000	¥274,000	¥537,000	¥453,000	¥716,000	¥674,000	¥632,000	¥590,000	¥749,000
A+B 区域	335	¥50,250	¥182,000	¥127,400	¥232,250	¥177,650	¥464,500	¥355,300	¥696,750	¥587,550	¥929,000	¥874,400	¥819,800	¥765,200	¥970,550
C+D 区域	450	¥67,500	¥243,600	¥170,520	¥311,100	¥238,020	¥622,200	¥476,040	¥933,300	¥787,140	¥1,244,400	¥1,171,320	¥1,098,240	¥1,025,160	¥1,300,740

※ イベントスペース料金は、ご利用日に対応する休日料金または平日料金をお支払いいただきます。

※ 休日とは、土曜日・日曜日・祝日となります。

※ 開催日とは別に設置日・撤去日を設ける場合、道路占用料が加算されます。(設置日、撤去日とも各1日を限度とします。)

※ 1週間割は、連続して開催する7日間について休日2日分と平日2日分の広告料と道路占用料7日分の合計料金でご利用できます。

ただし、開催日7日間のうち休日が2日間の場合に適用されます。

※ 料金表は、広告代理店手数料を含んでいます。